

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 中途採用者への支度金

Q: 当社では新たな製品の開発のため、他社に勤務する技術者に支度金を支払って、当社の従業員として迎え入れることにしました。この支度金の取扱いについて教えてください。

A: 会社は、採用にかかる経費として支出時の損金に計上することができます。この際、契約金として所得税の源泉徴収をしなければなりません。また、技術者は、雑所得として確定申告をすることになります。

### 【解説】

所得税法にいう契約金には、「一定の者のために役務提供すること等を約することにより一時に支払を受けるすべてのもの」が含まれますので、中途採用者に対する支度金は契約金となり、所得税法上雑所得として扱われます。

この場合、その支払をする者は、支払金額の10%（支払金額が100万円を超える場合には、その超える部分については20%）の源泉徴収をする必要があります。

なお、支度金のうち、就職に伴う転居のための費用で、他の契約金と明確に区分され、かつ、通常必要と認められるものについては非課税として取り扱われます。

一方、支度金を受けた側は、転居のための費用で非課税になる部分を除き、雑所得として課税されますので、原則として確定申告を要しますが、その場合、受けた支度金については臨時所得として平均課税の対象となる場合があります。

